

東久留米市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第8条まで（現行のとおり） （保険料率）</p>	<p>第1条から第8条まで（略） （保険料率）</p>
<p>第9条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第9条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,700円</u></p>	<p>（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,800円</u></p>
<p>（2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,900円</u></p>	<p>（2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,400円</u></p>
<p>（3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,300円</u></p>	<p>（3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p>
<p>（4） から（7）まで（現行のとおり）</p>	<p>（4） から（7）まで（略）</p>
<p>（8） 次のいずれかに該当する者 <u>98,700円</u></p>	<p>（8） 次のいずれかに該当する者 <u>91,300円</u></p>
<p>ア及びイ（現行のとおり）</p>	<p>ア及びイ（略）</p>
<p>（9） 次のいずれかに該当する者 <u>115,700円</u></p>	<p>（9） 次のいずれかに該当する者 <u>111,100円</u></p>
<p>ア 合計所得金額が<u>320万円以上420万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>320万円以上400万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ（現行のとおり）</p>	<p>イ（略）</p>
<p>（10） 次のいずれかに該当する者 <u>124,600円</u></p>	<p>（10） 次のいずれかに該当する者 <u>114,600円</u></p>
<p>ア 合計所得金額が<u>420万円以上520万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>400万円以上500万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ（現行のとおり）</p>	<p>イ（略）</p>
<p>（11） 次のいずれかに該当する者 <u>140,500円</u></p>	<p>（11） 次のいずれかに該当する者 <u>132,300円</u></p>
<p>ア 合計所得金額が<u>520万円以上620万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>500万円以上600万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ（現行のとおり）</p>	<p>イ（略）</p>
<p>（12） 次のいずれかに該当する者 <u>148,300円</u></p>	<p>（12） 次のいずれかに該当する者 <u>133,800円</u></p>
<p>ア 合計所得金額が<u>620万円以上720万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>600万円以上700万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ（現行のとおり）</p>	<p>イ（略）</p>
<p>（13） 次のいずれかに該当する者 <u>151,000円</u></p>	<p>（13） 次のいずれかに該当する者 <u>140,800円</u></p>
<p>ア 合計所得金額が<u>720万円以上1,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>700万円以上1,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ（現行のとおり）</p>	<p>イ（略）</p>
<p>（14） 次のいずれかに該当する者 <u>162,400円</u></p>	<p>（14） 次のいずれかに該当する者 <u>151,500円</u></p>
<p>ア及びイ（現行のとおり）</p>	<p>ア及びイ（略）</p>

<p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>165,500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,700円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,700円</u>」とあるのは、「<u>24,700円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,700円</u>」とあるのは、「<u>46,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第10条 (現行のとおり) (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第11条 (現行のとおり) 2 (現行のとおり)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第13号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>第12条から第24条まで (現行のとおり)</p>	<p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>154,300円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,700円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,700円</u>」とあるのは、「<u>24,700円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,700円</u>」とあるのは、「<u>46,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第10条 (略) (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第11条 (略) 2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第9号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第12条から第24条まで (略)</p>
--	--